

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
意 見 (1) 納付書の印刷等業務における競争性確保のための仕様の見直しについて 後期高齢者医療の新年度保険料は毎年 6 月下旬に兵庫県後期高齢者広域連合において決定の上、第 1 期納期日（7 月 31 日）に合わせて、納入通知書及び納付書の作成、発送スケジュールを組んでいる。納付書の印刷等業務は、印刷プログラムの作成から様式の印刷、宛先等の印字、封入封緘等からなる。 例年であれば 1 件の契約として契約監理課へ要求し、経理契約による指名競争入札で、4 月 1 日付けでその他請負契約を締結しているが、令和 4 年度の契約に際しては、過去の実績事業者が入札期間中に指名停止となり、令和 4 年 3 月 4 日の入札では、もう一者応札があったものの予定価格の超過により入札不調となった。このため、同年 3 月 29 日の再度の入札では、より広く業者を募ることができる制限付一般競争入札に付したものの、入札者はなく、再度、入札不調となった。 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により不落随意契約ができるが、契約監理課では、再度の入札で設定した条件かつ予定価格の範囲内で契約が可能な相手方を見つけられず、所属において、下表のとおり、やむを得ず契約を分割し、専決契約にて指名停止中の事業者が発注していた。 この発注状況（発注金額合計 22,049,575 円）を見ると、神戸市契約規則で定める少額随意契約の可能な額（100 万円以下）、及び神戸市長の権限に属する事務の専決規程で定める課長専決の可能な範囲内（100 万円以下）に個々の契約金額を抑えた意図的な分割発注が行われていることは明らかである。特に、No. 12～23 においては、仕様書で定めた予定数量から実績数量が減少していたが、実績数量に応じた変更契約がされておらず、予定数量のまま検査合格と	再発防止策として、より多くの事業者が参入できるようにするために、契約期間及び仕様の見直しを行った。特に契約期間については、新規事業者の参入を考慮し、令和 7 年度予算において債務負担行為を設定し、令和 8 年度作成分については前倒しで契約締結を行った。 ※監査結果の概要中「本契約は平成 20 年度から当該事業者が毎年度受注」とあるが、改めて調査し直した結果、平成 24 年度からであったことが判明した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
して当初の発注額にて支払われているなど、不適正な事務処理を行っていた。 （国保年金医療課） 神戸市指名停止基準要綱第7条は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならないが、市民生活に多大な影響を与える可能性があり、やむを得ない事由に該当する場合に、請負契約審査会で調査審議し承認を得たうえで、契約監理課が指名停止中の事業者と随意契約することはできるとしている。しかし、本件のような不落随意契約の相手方が見つからないとの理由により指名停止中の事業者と随意契約することはできない。 このため、契約監理課では所属に2度の入札不調を機に業務内容や仕様の見直しを求めたが、所属においては、複数の事業者と交渉したものの、不調によりスケジュール面の余裕がなくなり、対応できる事業者が指名停止中の当該事業者以外におらず、これ以上発注が遅れると、条例で定める保険料納入期限までに全被保険者に納付書を送付できないと判断し、上述の通り、指名停止中の当該事業者へ発注するに至ったとのことであった。 指名停止措置は、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきである。指名停止措置を受けた事業者との専決契約に関しては、通知文「指名停止措置を受けた事業者との専決契約等について」で、専決契約は、指名停止基準要綱の対象ではないが、同要綱の趣旨を踏まえて対応することとされており、その業者でなければならぬやむを得ない事由があると判断した時は、所属で指名停止中の事業者と契約できるとされている。 しかし、本業務は、印刷プログラムの作成から印刷、封入封緘までの一般的な一連の包括業務であり、発注内容の取扱事業者は神戸市内だけでも複数あることから、「その業者でなければならぬやむを得ない事由」はないものと考え		

令和5年度 財務定期監査（監査対象：福祉局（介護保険課、国保年金医療課））

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
えられる。 本契約は平成 20 年度から当該事業者が毎年度受注しているが、平成 30 年度から令和4年度の指名競争入札では、応札のあった事業者は、当該事業者を含め1者又は2者しかなく、今後も同様の事態に陥るリスクを抱えることが想定される。 本件は、特殊な事情が重なったとはいえ、重大な問題があったことを猛省し、早急に指名停止措置や廃業等により実績事業者が受注できないリスクに備え、地元事業者や小規模事業者など多くの事業者が入札に参入でき、競争性を発揮できるよう、予算の段階から十分な調査を行い、契約監理課とも相談のうえ、適切な契約期間及び契約方法についてあらゆる可能性を徹底して検討されたい。		